

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
株 式 会 社 翻 訳 セ ン タ ー
代表取締役社長 二 宮 俊 一 郎

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）当社の営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月28日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.honyakuctr.com/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により前半は大きく落ち込んだものの、後半にかけて景気は一部持ち直しの動きが見られました。しかしながら、同感染症の再拡大により、今年1月に再度緊急事態宣言が発出されるなどの影響を受け、景気回復のペースは鈍化し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境におきましても、翻訳事業では顧客企業のテレワークの導入拡大に伴う事業活動の停滞の影響、通訳事業およびコンベンション事業では対面での会議・商談の自粛や国際会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会等の開催中止・延期などの影響もあり、厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは当連結会計年度が最終年度となる第四次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）で掲げた重点施策を継続的に推進し、中核事業である翻訳事業の持続的成長を目指すとともに翻訳支援ツールや機械翻訳など最先端技術の積極的な活用を推し進め、企業のグローバル展開に伴う翻訳・通訳需要の獲得に努めてまいりました。また、オンラインによる営業活動の推進や非対面で通訳業務が遂行できる電話会議やWeb会議など、従来の形態にとらわれないサービスを積極的に提案するなど、受注機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比14.1%減の9,910百万円、営業利益は前期比48.5%減の418百万円、経常利益は前期比43.4%減の465百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比61.4%減の117百万円となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で分析しております。

(a) 翻訳事業

特許分野では特許事務所からの受注が低調に推移したため、売上高は前期比7.0%減の2,100百万円となりました。医薬分野では外資製薬会社からの受注が好調に推移し、国内製薬会社との取引も堅調なことから、売上高は前期比4.5%増の2,875百万円となりました。工業・ローカライゼーション分野ではIT・情報通信企業をはじめに需要回復の動きが見られましたが、主要顧客である自動車関連企業からの受注が伸び悩み、売上高は前期比17.5%減の2,038百万円となりました。金融・法務分野では金融機関、企業の管理系部署からの受注が低調に推移し、売上高は前期比20.0%減の505百万円となりました。これらの結果、翻訳事業の売上高は前期比7.3%減の7,520百万円となりました。

(b) 派遣事業

語学スキルの高い人材を派遣する派遣事業においては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により新規顧客の獲得は限定されたものの、既存顧客との取引が堅調に推移したため、売上高は前期比2.3%増の1,228百万円となりました。

(c) 通訳事業

通訳事業においては、新型コロナウイルス感染拡大防止策の継続に伴う対面での会議通訳案件の受注減少により、売上高は前期比53.2%減の477百万円となりました。Web会議システムの普及が進む中、オンライン通訳の実績を着実に積み重ねており、引き続きサービスの拡充を進めてまいります。

(d) コンベンション事業

コンベンション事業においては「日本臨床神経生理学会学術大会 第50回記念大会」を始めとする医学会案件の受託・運営を行いました。大型国際会議の開催中止・延期の影響から、売上高は前期比61.8%減の298百万円となりました。

(e) 語学教育事業

語学教育事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により通訳者・翻訳者養成スクール「アイ・エス・エス・インスティテュート」の講座開講を中止・延期したことから、売上高は前期比39.1%減の104百万円となりました。

(f) その他

その他のセグメントにおいては、外国への特許出願に伴う明細書の作成や出願手続きを行う株式会社外国出願支援サービスが順調に推移したことなどから、売上高は前期比7.3%増の280百万円となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は39百万円であり、その主たるものは、翻訳事業における翻訳作業工程の効率化と最適化を推進し、生産性の向上を図るための誤訳チェックツール開発費用15百万円であります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分                     | 2017年度<br>第 32 期 | 2018年度<br>第 33 期 | 2019年度<br>第 34 期 | 2020年度<br>第 35 期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                   | 千円<br>10,618,900 | 千円<br>12,008,756 | 千円<br>11,550,579 | 千円<br>9,910,877               |
| 経 常 利 益                 | 千円<br>812,053    | 千円<br>905,081    | 千円<br>822,186    | 千円<br>465,140                 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 千円<br>566,697    | 千円<br>630,239    | 千円<br>304,997    | 千円<br>117,693                 |
| 1株当たり当期純利益              | 円 銭<br>168.21    | 円 銭<br>187.39    | 円 銭<br>91.82     | 円 銭<br>35.39                  |
| 総 資 産                   | 千円<br>5,741,060  | 千円<br>6,486,438  | 千円<br>6,222,750  | 千円<br>6,295,512               |
| 純 資 産                   | 千円<br>3,939,274  | 千円<br>4,350,446  | 千円<br>4,545,874  | 千円<br>4,524,814               |
| 1株当たり純資産額               | 円 銭<br>1,169.33  | 円 銭<br>1,310.90  | 円 銭<br>1,367.97  | 円 銭<br>1,359.99               |

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 名 称                         | 資 本 金     | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                      |
|-----------------------------|-----------|------|------------------------------------|
| HC Language Solutions, Inc. | 1百万USドル   | 100% | 翻訳事業                               |
| 株式会社外国出願支援サービス              | 45,000千円  | 100% | 外国特許出願支援事業                         |
| 株式会社アイ・エス・エス                | 99,000千円  | 100% | 通訳事業、派遣事業、<br>コンベンション事業、<br>語学教育事業 |
| 株式会社パナシア                    | 45,000千円  | 100% | メディカルライティング事業                      |
| 株式会社メディア総合研究所               | 100,000千円 | 100% | 翻訳事業                               |

(注) 2020年4月1日に、株式会社アイ・エス・エスを存続会社、株式会社アイ・エス・エス・インスティテュートを消滅会社とする吸収合併を行いました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが外部環境の変化や需要を的確に捉え、持続的な成長を続けるためには中核事業である翻訳事業を中心に、人材の育成に加えICT（注）を活用したサービスの展開が不可欠だと認識しております。

#### ① 翻訳事業の継続的成長

当社は設立以来、専門分野に特化した人手による翻訳サービスで成長してまいりましたが、積み重ねた人手翻訳での技術・ノウハウに機械翻訳や翻訳支援ツールなどの最新テクノロジーを組み合わせ、多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく、課題解決型の高付加価値企業となることを目指しております。これらの考えのもと、翻訳事業を中心に成長戦略を推進してまいります。

中期経営計画の重点施策である「ソリューション提案力の強化」、「言語資産の活用」においては、各種業界ごとに求められる専門性を確保しながら、翻訳支援ツールや機械翻訳を積極的に活用し、品質の安定と生産効率の向上に引き続き取り組んでまいります。また機械翻訳の普及に伴う市場変化やコロナ禍による顧客ニーズの変化を的確に捉えた新しいサービスを開発・提供できる体制づくりを推し進め、顧客との長期的、安定的な関係の構築を目指してまいります。

さらに当社グループ自身が課題解決ビジネスの担い手となって、顧客企業における機械翻訳や翻訳支援ツールの導入、導入後の継続的なAIの追加学習、翻訳業務フローの再構築といった翻訳業務の効率化の提案を引き続き推進してまいります。効率化サイクルの実現により、追加学習時の教師データとなる人手翻訳の受注増加を図り、顧客内シェアの拡大を目指してまいります。効率化サイクルの実現により、追加学習時の教師データとなる人手翻訳の受注増加を図り、顧客内シェアの拡大を目指してまいります。

重点施策の「経営基盤の整備」においては、ICTを活用しながら社内業務の効率化に取り組んでまいります。また、ツール・ソフトウェアを効果的に活用するため、人材の育成と組織機構の最適化を図ってまいります。

## ② 通訳事業およびコンベンション事業の立て直し

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大収束後に予想される顧客・市場・社会の変化に対応し、新たな提供価値を創出することを重要な課題と認識しております。

同感染症拡大の影響で国際的な人の往来に対する制限継続により、当社グループが展開する通訳事業およびコンベンション事業では従来型の対面でのサービス提供が困難な状況が続いております。

当社グループではオンライン通訳やオンライン会議運営支援などインターネットを活用したサービス提供の基盤構築や学会事務局業務の受託など、コロナ禍で落ち込んだ収益力の回復に取り組み、外部環境の変化に対応した事業戦略を推進してまいります。

(注) ICTとは、Information and Communication Technologyの略称で、情報処理および情報通信、つまりコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称を指します。

## (5) 主要な事業内容

当社グループでは、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務の主要4分野の翻訳サービスを提供する翻訳事業、翻訳者や通訳者などの人材を顧客企業に派遣する派遣事業、大規模国際会議や企業内会議における通訳事業、国際会議・国内会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会の企画・運営を行うコンベンション事業、通訳者・翻訳者を養成する語学教育事業、企業の外国特許出願支援等を行うその他の事業を主たる事業としております。

## (6) 主要な拠点等

### ① 当社

| 名 称         | 所 在 地 |
|-------------|-------|
| 大 阪 本 社     | 大阪市   |
| 東 京 本 社     | 東京都港区 |
| 名 古 屋 営 業 部 | 名古屋市  |

### ② 子会社

| 名 称                         | 所 在 地      |
|-----------------------------|------------|
| HC Language Solutions, Inc. | 米国カリフォルニア州 |
| 株式会社外国出願支援サービス              | 東京都港区      |
| 株式会社アイ・エス・エス                | 東京都港区      |
| 株式会社パナシア                    | 東京都港区      |
| 株式会社メディア総合研究所               | 東京都渋谷区     |

## (7) 従業員の状況

### ① 当社グループの状況

| 従 業 員 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 509名（126名） | 13名減（15名減）            |

（注）パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

### ② 当社の状況

| 従 業 員 数   | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 |
|-----------|-------------------|
| 347名（99名） | 3名増（11名減）         |

（注）パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,280,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,369,000株（自己株式41,922株を含む）  
 (3) 株主数 2,814名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                              | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|----------|---------|
| エ ム ス リ ー 株 式 会 社                  | 663,000株 | 19.92%  |
| 光 通 信 株 式 会 社                      | 301,100  | 9.04    |
| B N Y M N O N - T R E A T Y D T T  | 192,600  | 5.78    |
| 東 郁 男                              | 154,100  | 4.63    |
| 浅 見 和 宏                            | 88,800   | 2.66    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 | 80,700   | 2.42    |
| 翻 訳 セ ン タ ー 従 業 員 持 株 会            | 58,300   | 1.75    |
| 内 藤 征 吾                            | 57,300   | 1.72    |
| 二 宮 俊 一 郎                          | 55,900   | 1.68    |
| B N Y M T R E A T Y D T T 1 5      | 54,000   | 1.62    |

（注）持株比率は自己株式（41,922株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

|                      | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 数 |
|----------------------|--------|-------------|
| 取締役（監査等委員および社外役員を除く） | 4,000株 | 3名          |

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）  
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

| 氏 名       | 地位および担当                                                 | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                  |
|-----------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 宮 俊 一 郎 | 代 表 取 締 役 社 長                                           | 株式会社アイ・エス・エス<br>代表取締役社長<br>株式会社メディア総合研究所<br>代表取締役社長<br>HC Language Solutions, Inc.<br>代表取締役社長<br>一般社団法人日本翻訳連盟 理事 |
| 武 山 佳 憲   | 取 締 役 営 業 統 括<br>兼 工 業 ・ ロ ー カ ラ イ ゼ<br>ー シ ョ ン 営 業 部 長 | 株式会社パナシア 代表取締役社長                                                                                                 |
| 魚 谷 昌 司   | 取 締 役 管 理 統 括<br>兼 経 理 部 長                              | —                                                                                                                |
| 大 西 耕 太 郎 | 取締役(常勤監査等委員)                                            | 公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社NEXT CENTURY 取締役<br>株式会社HAYAWAZA 取締役                                                     |
| 山 本 淳     | 取締役（監査等委員）                                              | 弁護士法人堂島法律事務所<br>パートナー弁護士                                                                                         |
| 松 村 信 夫   | 取締役（監査等委員）                                              | プログレ法律特許事務所 事務所代表                                                                                                |

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏、取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）松村信夫氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏、取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）松村信夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）松村信夫氏は、弁護士の資格を有しており、法務事項に関する専門的な知識を有しております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、大西耕太郎氏を常勤監査等委員として選定しております。
6. 2021年4月1日付で取締役の地位および担当が次のとおり変更となりました。

| 氏 名     | 地位および担当   |
|---------|-----------|
| 武 山 佳 憲 | 取締役 営業部統括 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏、取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）松村信夫氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、その責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役（監査等委員である取締役であるものを含む。）、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## (4) 取締役の報酬等の総額

| 区 分             | 人 数         | 基 本 報 酬            | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等       | 報酬等の総額                  |
|-----------------|-------------|--------------------|----------|--------------|-------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）   | 4 名         | 72,300             | —        | 6,654        | 78,954千円                |
| 取締役（監査等委員）      | 3 名         | 24,000             | —        | —            | 24,000千円                |
| 合 計<br>（うち社外役員） | 7 名<br>(3名) | 96,300<br>(24,000) | —<br>(—) | 6,654<br>(—) | 102,954千円<br>(24,000千円) |

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 当社は、2006年6月28日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- これに基づき上記のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し18,200千円の役員退職慰労金を支給しております。

## (5) 基本報酬の内容

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された限度額の範囲で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

#### **(6) 業績連動報酬等に関する事項**

業績連動報酬等は、連結営業利益を主要な指標として勘案しつつ、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案して支給の有無と支給の場合の総額を取締役会で決定し、株主総会決議を経て支給しております。

連結営業利益を主要な業績指標として選定した理由は、中期経営計画にて経営指標として定めており、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるためであります。

当事業年度の連結営業利益は、本招集ご通知の21ページに記載のとおりです。

#### **(7) 非金銭報酬等の内容**

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、その交付状況は、「2.株式の状況（5）」に記載のとおりです。

#### **(8) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

2019年6月26日開催の第33回定時株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額216百万円以内であります（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の報酬限度額を年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

2019年6月26日開催の第33回定時株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額48百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

## (9) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築するため、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

### ② 具体的な報酬方針

#### ア. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上および企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼に、おいた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成しております。

#### イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された限度額の範囲で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとしております。

#### ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、連結営業利益を主要な指標としつつ、配当、従業員の給与水準、過去の支給実績等を総合的に加味して支給の総額を取締役会で決定し、株主総会の決議を経て、賞与として毎年一定の時期に支給いたします。

非金銭報酬等は、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、株主総会にて決議された年間の株式総数を上限に、原則として毎年一定の時期に、対象取締役は、当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株

式につき処分または発行を受けます。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、当該割当株式の払込期日から30年間といたします。

## エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準に照らし、監査等委員会の審議を踏まえて、取締役会で決定することといたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりです。

| 役 位   | 基本報酬   | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
|-------|--------|---------|--------|
| 代表取締役 | 60～70% | 20～30%  | 10%    |
| 取締役   | 60～70% | 15～25%  | 10%    |

## オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

## ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、監査等委員会の意見を尊重して検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (10) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長二宮俊一郎氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の実績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

## (11) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 地 位              | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                              |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員）     | 大 西 耕 太 郎 | 公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社NEXT CENTURY 取締役<br>株式会社HAYAWAZA 取締役 |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 山 本 淳     | 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士                                        |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 松 村 信 夫   | プログレ法律特許事務所 事務所代表                                            |

(注) 当社と上記兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

| 地 位              | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況 等                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員）     | 大 西 耕 太 郎 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会18回のすべてに出席。</li> <li>・監査等委員会14回のすべてに出席。</li> <li>・経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。</li> <li>・公認会計士および税理士としての専門的知見を生かして、当社の財務や会計面で取締役会での監督監視の役割を担っております。</li> </ul> |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 山 本 淳     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会18回のすべてに出席。</li> <li>・監査等委員会14回のすべてに出席。</li> <li>・経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。</li> <li>・会社経営に関する法務領域に高い専門性を有し、当社の法務面において取締役会での監督監視の役割を担っております。</li> </ul>     |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 松 村 信 夫   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会18回のうち16回に出席。</li> <li>・監査等委員会14回のすべてに出席。</li> <li>・経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。</li> <li>・知的財産権に関する法務領域に高い専門性を有し、当社の法務面において取締役会での監督監視の役割を担っております。</li> </ul>  |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 29,300千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,300千円 |

- (注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
2. 監査等委員会は、経理部担当取締役、経理部および会計監査人から必要な資料の入手、報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務の執行状況、報酬見積りの算出根拠について確認、検証した結果、提示された報酬額を妥当と判断し同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の事由に該当する事実がある場合のほか、監査等委員会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、または監査の適切性または効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30,000千円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社の取締役および従業員を対象とする「グループ企業行動規範」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイド」を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推進しております。
- ② コンプライアンス上の問題の情報共有、未然防止のために、コンプライアンス担当取締役を委員長とし、当社および子会社の取締役および従業員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス上の問題の早期発見および対応のため、当社および子会社の従業員を対象として、社内および社外の相談窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。
- ③ 重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は社内および社外の相談窓口あるいは関連部署に事実関係を確認のうえ、直ちに取締役会および監査等委員会に報告します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記載・記録して適切な保存管理を行っております。また、取締役は、常時これらの文書等の閲覧が可能です。

### (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および子会社の事業遂行にあたり発生しうるリスクを平常時の段階で想定するとともに、リスクが現実化した場合の意思決定、役割分担、具体的な対応に関する体制を規定するため、当社および子会社を対象とする「リスクマネジメント規程」を制定し運用します。
- ② 当社グループ全体におけるリスクマネジメントを推進するため、「リスク管理委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクを想定します。想定された重要リスクについては指定を受けた責任部門において、対応策の策定・リスク低減活動の実施等を、合理的かつ適切な方法で管理します。
- ③ 当社または子会社において重要リスクが現実化した場合に、損失を最小限にとどめるために、代表取締役またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、情報および権限、意思決定の一元化を図り、迅速かつ適切な対応を行います。

### (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき定期的に行なわれるとともに、必要に応じ適宜臨時に行なわれて重要事項の決定を行い、相互に業務執行の監督を行っております。

- ② 取締役と各部署の責任者を構成メンバーとし、経営戦略の浸透および各部署の適時適切な現状報告を目的とした経営会議を月1回開催しております。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行に関しては、その自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を制定しております。
- ④ 子会社の重要な意思決定に関わる事項については、当社取締役会の決議を経ることとし、当社グループ全体のガバナンスの維持・強化を図っております。
- ⑤ 連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、当社および子会社における適正かつ効率的な経営を執行します。
- (5) **子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**  
子会社の取締役の職務の執行に関し、当社取締役会・経営会議等において、定期的な報告の機会を設けることとしております。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項**  
監査等委員会がその職務を補助する取締役または使用人を設置すべきことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査担当者を監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人として指名することとします。
- (7) **前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
① 監査等委員の職務を補助の期間中、その使用人への指揮命令権は監査等委員に専属し、取締役の指揮命令権が及ばないものとします。  
② 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する人事異動等の事項は、事前に監査等委員会の同意を要するものとします。
- (8) **当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**  
① 当社の代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。  
② 当社および子会社の取締役および使用人は監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について速やかに監査等委員会に報告および情報提供を行います。
  - ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
  - ・ 法令・定款に違反する恐れのある事項および不正行為
  - ・ 毎月の会計関連資料
  - ・ 内部監査室が実施した監査結果
  - ・ コンプライアンス相談窓口への通報状況
  - ・ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項  
③ 前記にかかわらず、当社および子会社の取締役および従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。

- ④ 監査等委員は子会社の監査役との間で定期的に意見交換および情報交換を行います。
- (9) 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社監査等委員会に報告を行った者が、報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないようにするため、報告者およびその内容に関する情報について管理する体制を整備します。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について費用の前払または償還を請求したときは、その請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、速やかにその費用の前払または償還を実施するものとします。また、職務の執行について生ずる債務の処理についても同様とします。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが可能な体制とします。
- ② 監査等委員は代表取締役ならびに会計監査人との間で定期的に協議し、意見交換と情報の共有化を図ります。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- ① 反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力への対応に関する規程」を整備し、取引の開始にあたり反社会的勢力でないことの確認を徹底するなど組織的に対応することとしております。
- ② 反社会的勢力への対応に関する教育と啓蒙活動を通じ、従業員全員に周知徹底を図るとともに、人事総務部を対応部署として必要に応じ外部専門機関との連携を図る体制を整えております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおけるコンプライアンスをはじめとするリスク管理の運用状況は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループにおける課題と対応に関する情報共有および意見交換を行いました。コンプライアンス委員会においては、啓蒙活動としてコンプライアンス研修の実施や情報発信により、従業員に対する注意喚起と周知徹底を図っております。また、内部通報制度について、外部相談窓口を当社グループ内に周知することにより、効果的な情報収集を図っています。

- ・顧客の情報や個人情報等に対する情報セキュリティ体制に関しては、ISMS (ISO27001)やプライバシーマークの認証に基づいたリスクマネジメントプロセスを導入しております。具体的には、リスク評価に基づき選定した課題について年間計画等を策定し、情報管理委員会や経営者による評価を定期的に受けるほか、役職員に向けての情報発信や研修の実施による啓蒙活動を行っております。

- ・リスク管理体制に関しては、当社では、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、その重要性に応じたリスク対応を進めております。また、グループ会社においても、個別に実施したリスクアセスメントに基づき対応を行っております。

- ・取締役の業務執行に関しては、当社では、取締役会を当期18回開催のうえ、重要な審議事項に対して取締役および監査等委員それぞれが活発な意見交換を行っております。また、中期経営計画とそれに基づく年度事業計画については、役員および経営幹部が出席する定期的な経営会議等において進捗管理を行っております。

- ・監査等委員会の監査に関しては、当社では、監査等委員会は代表取締役を始め各取締役および各部室長と定期的な会合を実施しているほか、会計監査人より年1回の監査報告、年3回の四半期レビュー報告を受けて連携を図り、監査の実効性の確保、向上に努めております。

- ・グループ会社の経営管理に関しては、当社がグループ会社に派遣した取締役や監査役を通じ、適正な経営基盤やガバナンスの整備、および運営等に対する経営監督を行い、定期的な取締役会の開催・年度および月次での営業活動等の報告を定期的に受けることにより、グループ会社の重要な業務執行について適切に管理しております。

本事業報告中の記載金額および％は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)               |           |
| 【流 動 資 産】         | 5,515,289 | 【流 動 負 債】               | 1,595,330 |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,172,634 | 買 掛 金                   | 720,311   |
| 受取手形及び売掛金         | 2,004,212 | 未 払 法 人 税 等             | 151,476   |
| 仕 掛 品             | 112,789   | 賞 与 引 当 金               | 272,384   |
| そ の 他             | 225,900   | 役 員 賞 与 引 当 金           | 2,000     |
| 貸 倒 引 当 金         | △247      | そ の 他                   | 449,158   |
| 【固 定 資 産】         | 780,222   | 【固 定 負 債】               | 175,367   |
| (有 形 固 定 資 産)     | 54,789    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 3,200     |
| 建 物               | 37,344    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 172,167   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 17,444    | 負 債 合 計                 | 1,770,698 |
| (無 形 固 定 資 産)     | 78,473    | (純 資 産 の 部)             |           |
| そ の 他             | 78,473    | 【株 主 資 本】               | 4,514,745 |
| (投 資 そ の 他 の 資 産) | 646,960   | 資 本 金                   | 588,443   |
| 投 資 有 価 証 券       | 203,254   | 資 本 剰 余 金               | 478,823   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 68,834    | 利 益 剰 余 金               | 3,550,599 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 177,126   | 自 己 株 式                 | △103,119  |
| そ の 他             | 201,212   | 【その他の包括利益累計額】           | 10,068    |
| 貸 倒 引 当 金         | △3,467    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 13,452    |
|                   |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △3,384    |
|                   |           | 純 資 産 合 計               | 4,524,814 |
| 資 産 合 計           | 6,295,512 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 6,295,512 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 9,910,877 |
| 売 上 原 価                 |         | 5,536,927 |
| 売 上 総 利 益               |         | 4,373,950 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 3,955,790 |
| 営 業 利 益                 |         | 418,159   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 為 替 差 益                 | 5,943   |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益     | 1,282   |           |
| 助 成 金 収 入 等             | 40,622  |           |
| そ の 他                   | 1,703   | 49,552    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 手 数 料               | 2,018   |           |
| そ の 他                   | 553     | 2,571     |
| 経 常 利 益                 |         | 465,140   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 655     |           |
| 減 損 損 失                 | 192,703 | 193,358   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |         | 271,781   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 177,398 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △23,310 | 154,088   |
| 当 期 純 利 益               |         | 117,693   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         | 117,693   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |
| 2020年4月1日残高                  | 588,443 | 478,823   | 3,577,615 | △112,955 | 4,531,926 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △139,569  |          | △139,569  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 117,693   |          | 117,693   |
| 譲渡制限付株式報酬                    |         |           | △5,140    | 9,836    | 4,696     |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —       | —         | △27,016   | 9,836    | △17,180   |
| 2021年3月31日残高                 | 588,443 | 478,823   | 3,550,599 | △103,119 | 4,514,745 |

|                              | その他の包括利益累計額 |                  |                   | 純資産合計     |
|------------------------------|-------------|------------------|-------------------|-----------|
|                              | 為 替 換 算 定 額 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 2020年4月1日残高                  | 20,165      | △6,217           | 13,947            | 4,545,874 |
| 当連結会計年度変動額                   |             |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |             |                  |                   | △139,569  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |             |                  |                   | 117,693   |
| 譲渡制限付株式報酬                    |             |                  |                   | 4,696     |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) | △6,712      | 2,833            | △3,879            | △3,879    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △6,712      | 2,833            | △3,879            | △21,059   |
| 2021年3月31日残高                 | 13,452      | △3,384           | 10,068            | 4,524,814 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

HC Language Solutions, Inc.、株式会社外国出願支援サービス

株式会社アイ・エス・エス、株式会社パナシア、株式会社メディア総合研究所

当社の連結子会社でありました株式会社アイ・エス・エス・インスティテュートは2020年4月1日付で当社の連結子会社であります株式会社アイ・エス・エスを存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1 社

主要な会社名

ランゲージワン株式会社

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちHC Language Solutions, Inc. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………8～18年

工具、器具及び備品……………3～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。  
なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症は翌事業年度においても、引き続き消費動向や企業活動へ影響を及ぼすものと仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や収束時期は不確実性を伴うため、仮定に変化が生じた場合、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

177,126千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

179,822千円

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所                            | 用途 | 種類  | 金額        |
|-------------------------------|----|-----|-----------|
| 株式会社<br>メディア総合研究所<br>(東京都渋谷区) | —  | のれん | 192,703千円 |

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

その中で、当社の連結子会社である株式会社メディア総合研究所を取得した際に計上したのれんについて、株式取得時に検討した事業計画において想定した超過収益力が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額を使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フロー見込額が不透明となったため、のれん残高の全額を減損処理しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 3,369,000           | —                   | —                   | 3,369,000          |
| 合計    | 3,369,000           | —                   | —                   | 3,369,000          |

### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 45,922              | —                   | 4,000               | 41,922             |
| 合計    | 45,922              | —                   | 4,000               | 41,922             |

(注) 自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,000株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 139,569        | 42              | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月28日開催予定の第35回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

|             |            |
|-------------|------------|
| イ. 配当金の総額   | 66,541千円   |
| ロ. 1株当たり配当額 | 20円        |
| ハ. 基準日      | 2021年3月31日 |
| ニ. 効力発生日    | 2021年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に安全性の高い金融資産で余資運用しております。また、資金調達について現状、自己資金で全て賄っておりますが、事業計画や設備投資計画等に照らした上、必要に応じて外部調達することがあります。デリバティブ取引については行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上又は資本提携等に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業業務処理規程に従い、各営業部において主要な取引先の状況を必要に応じて調査し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務処理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、差入先に対する信用リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握すること等を通じて、リスクの軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の経理部において適時に資金繰を管理しており、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

|              | 連結貸借対照表計上額<br>(千円)* | 時価(千円)*   | 差額(千円) |
|--------------|---------------------|-----------|--------|
| (1)現金及び預金    | 3,172,634           | 3,172,634 | —      |
| (2)受取手形及び売掛金 | 2,004,212           | 2,004,212 | —      |
| (3)買掛金       | (720,311)           | (720,311) | —      |
| (4)未払法人税等    | (151,476)           | (151,476) | —      |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金、(4)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額203,254千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内(千円)  | 1年超(千円) |
|-----------|-----------|---------|
| 現金及び預金    | 3,172,634 | —       |
| 受取手形及び売掛金 | 2,004,212 | —       |
| 合計        | 5,176,846 | —       |

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,359円99銭

1株当たり当期純利益 35円39銭

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)       |           |
| 【流 動 資 産】   | 3,830,641 | 【流 動 負 債】       | 1,171,342 |
| 現 金 及 び 預 金 | 2,132,359 | 買 掛 金           | 532,528   |
| 受 取 手 形     | 147,995   | 未 払 金           | 95,064    |
| 売 掛 金       | 1,319,741 | 未 払 法 人 税 等     | 139,763   |
| 仕 掛 品       | 90,741    | 賞 与 引 当 金       | 195,000   |
| 前 払 費 用     | 68,192    | そ の 他           | 208,986   |
| そ の 他       | 71,719    | 【固 定 負 債】       | 121,946   |
| 貸 倒 引 当 金   | △110      | 役員退職慰労引当金       | 3,200     |
| 【固 定 資 産】   | 1,792,582 | 退 職 給 付 引 当 金   | 118,746   |
| (有形固定資産)    | 49,035    | 負 債 合 計         | 1,293,288 |
| 建 物         | 34,499    | (純資産の部)         |           |
| 工具、器具及び備品   | 14,536    | 【株 主 資 本】       | 4,329,934 |
| (無形固定資産)    | 51,171    | 資 本 金           | 588,443   |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 38,485    | 資 本 剰 余 金       | 478,823   |
| そ の 他       | 12,685    | 資 本 準 備 金       | 478,823   |
| (投資その他の資産)  | 1,692,375 | 利 益 剰 余 金       | 3,365,788 |
| 投 資 有 価 証 券 | 167,310   | 利 益 準 備 金       | 14,434    |
| 関 係 会 社 株 式 | 1,183,847 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 3,351,353 |
| 前 払 年 金 費 用 | 73,745    | 自 己 株 式         | △103,119  |
| 繰 延 税 金 資 産 | 113,336   | 純 資 産 合 計       | 4,329,934 |
| 差 入 保 証 金   | 153,173   | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,623,223 |
| そ の 他       | 3,838     |                 |           |
| 貸 倒 引 当 金   | △2,875    |                 |           |
| 資 産 合 計     | 5,623,223 |                 |           |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 6,803,722 |
| 売 上 原 価                 | 3,534,852 |
| 売 上 総 利 益               | 3,268,869 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,786,961 |
| 営 業 利 益                 | 481,907   |
| 営 業 外 収 益               | 22,611    |
| 営 業 外 費 用               | 2,033     |
| 経 常 利 益                 | 502,486   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 502,486   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 181,300   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △15,475   |
| 当 期 純 利 益               | 336,661   |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                      | 株 主 資 本 |           |              |           |                                    |              |          |           | 純 資 産 計   |
|----------------------|---------|-----------|--------------|-----------|------------------------------------|--------------|----------|-----------|-----------|
|                      | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                                    |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |           |
|                      |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |           |           |
| 2020年4月1日残高          | 588,443 | 478,823   | 478,823      | 14,434    | 3,159,401                          | 3,173,836    | △112,955 | 4,128,146 | 4,128,146 |
| 当 期 変 動 額            |         |           |              |           |                                    |              |          |           |           |
| 剰余金の配当               |         |           |              |           | △139,569                           | △139,569     |          | △139,569  | △139,569  |
| 当 期 純 利 益            |         |           |              |           | 336,661                            | 336,661      |          | 336,661   | 336,661   |
| 譲 渡 制 限 付<br>株 式 報 酬 |         |           |              |           | △5,140                             | △5,140       | 9,836    | 4,696     | 4,696     |
| 当期変動額合計              | —       | —         | —            | —         | 191,952                            | 191,952      | 9,836    | 201,788   | 201,788   |
| 2021年3月31日残高         | 588,443 | 478,823   | 478,823      | 14,434    | 3,351,353                          | 3,365,788    | △103,119 | 4,329,934 | 4,329,934 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
- ② その他の有価証券……………時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物……………8～18年
- 工具、器具及び備品……………3～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。  
なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

## 2. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症は翌事業年度においても、引き続き消費動向や企業活動へ影響を及ぼすものと仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や収束時期は不確実性を伴うため、仮定に変化が生じた場合、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式(株式会社メディア総合研究所株式)の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,183,847千円

(うち、株式会社メディア総合研究所株式 551,051千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。連結計算書類上、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより株式会社メディア総合研究所ののれんを含む資産グループについて減損損失を計上しております。そのため、貸借対照表に計上されている同社株式についても、超過収益力の減少に伴う実質価額の著しい下落の有無を検討しております。実質価額の著しい下落を判断する際の主要な仮定は、将来の事業計画に含まれるグループ別売上高、新型コロナウイルス感染症の影響及び事業計画以降の期間の成長率であります。

検討の結果、同社株式について実質価額の著しい下落はなく、減損処理は行っておりませんが、翌事業年後以降、さらなる収益性の悪化が見られる場合等には、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額      | 129,485千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 |           |
| ①短期金銭債権                 | 36,100千円  |
| ②短期金銭債務                 | 28,123千円  |

#### 5. 損益計算書に関する注記

|                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高   |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| ①売上高            | 94,852千円 |
| ②仕入高            | 63,760千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 28,400千円 |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期首株式数 (株) | 当 事 業 年 度<br>増加株式数 (株) | 当 事 業 年 度<br>減少株式数 (株) | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 ( 株 ) |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|
| 普 通 株 式   | 45,922                 | —                      | 4,000                  | 41,922                     |
| 合 計       | 45,922                 | —                      | 4,000                  | 41,922                     |

(注) 自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,000株

#### 7. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産    |           |
| 賞与引当金     | 59,631千円  |
| 未払事業税     | 8,990千円   |
| 未払社会保険料   | 8,646千円   |
| 退職給付引当金   | 36,312千円  |
| 関係会社株式評価損 | 36,478千円  |
| その他       | 32,330千円  |
| 繰延税金資産小計  | 182,390千円 |
| 評価性引当額    | △46,502千円 |
| 繰延税金資産合計  | 135,887千円 |
| 繰延税金負債    |           |
| 前払年金費用    | 22,551千円  |
| 繰延税金負債合計  | 22,551千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 113,336千円 |

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,301円42銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 101円23銭   |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年 5 月20 日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 平 岡 義 則 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 入 山 友 作 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象

や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年 5 月20日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 平 岡 義 則 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 入 山 友 作 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社翻訳センター 監査等委員会

常勤監査等委員

大西耕太郎<sup>①</sup>

監査等委員

山本 淳 <sup>②</sup>

監査等委員

松村 信夫<sup>③</sup>

(注) 常勤監査等委員大西耕太郎、監査等委員山本淳及び松村信夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社では、株主各位に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。これに基づきまして、第35期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は66,541,560円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員が任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | にのみやしゅんいちろう<br>二宮 俊一郎<br>(1969年7月21日生) | 1997年4月 株式会社翻訳センター（東京）入社<br>2001年9月 当社東京営業部長<br>2004年6月 当社取締役東京営業部長<br>2005年4月 東京第一・第二営業部長兼営業戦略室長<br>2007年4月 経営企画室長<br>2010年4月 経営企画室長兼内部監査室長<br>2011年4月 業務推進部担当兼経営企画室長兼内部監査室長<br>2012年4月 業務推進部担当兼経営企画室長兼内部監査室長兼品質管理推進部長<br>2012年10月 経営企画室長兼品質管理推進部長<br>2014年4月 東京第一営業部担当兼品質管理推進部担当兼経営企画室担当<br>2015年4月 経営企画担当<br>2016年6月 営業統括兼経営企画担当<br>2017年4月 営業・経営企画統括兼業務推進部長<br>2017年6月 経営企画統括兼業務推進部長<br>2017年10月 経営企画統括<br>2018年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社アイ・エス・エス 代表取締役社長<br>株式会社メディア総合研究所 代表取締役社長<br>HC Language Solutions, Inc. 代表取締役社長<br>一般社団法人日本翻訳連盟 理事 | 55,900株             |
| 2     | たけやまよし のり<br>武 山 佳 憲<br>(1971年6月19日生)  | 2000年10月 当社入社<br>2008年4月 当社東京第一営業部長<br>2009年9月 当社東京第二営業部長<br>2015年4月 当社医薬営業部長<br>2017年6月 当社取締役（現任）営業統括兼医薬営業部長<br>2017年11月 営業統括兼医薬営業部長兼工業・ローカライゼーション営業部長<br>2019年4月 営業統括兼工業・ローカライゼーション営業部長<br>2021年4月 営業部統括（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社パナシア 代表取締役社長                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 3,100株              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3     | うお くに まさ し<br>魚 谷 昌 司<br>(1973年9月25日生) | 2002年4月 当社入社<br>2014年4月 当社経理部長<br>2018年6月 当社取締役管理統括兼経理部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>なし | 4,200株              |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 二宮俊一郎氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

二宮俊一郎氏は、当社および当社グループ会社において長年に亘り経営に携わり、2018年6月から当社代表取締役社長を務めております。当社グループの事業における豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

3. 武山佳憲氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

武山佳憲氏は、当社入社以来、主に営業部門に従事し、2017年6月から取締役を務めております。当社における豊富な業務経験と、営業部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

4. 魚谷昌司氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

魚谷昌司氏は、当社入社以来、主に管理部門に従事し、2018年6月から取締役を務めております。当社における豊富な業務経験と、管理部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、各候補者が、取締役役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約により填補されません。また、次回は2022年5月の更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                         | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1         | おおにしこうたろう<br>大西耕太郎<br>(1968年8月27日生)        | 1997年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2001年6月 公認会計士登録<br>2003年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所<br>2003年9月 公認会計士大西耕太郎事務所代表（現任）<br>2006年6月 株式会社フレンドリー社外監査役<br>2007年1月 株式会社NEXT CENTURY代表取締役社長<br>2012年6月 当社社外監査役<br>2017年9月 株式会社HAYAWAZA 取締役（現任）<br>2019年4月 株式会社NEXT CENTURY取締役（現任）<br>2019年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社NEXT CENTURY 取締役<br>株式会社HAYAWAZA 取締役 | 2,400株                |
| 2         | やまもとじゅん<br>山本淳<br>(1970年12月26日生)           | 1999年4月 弁護士登録<br>2001年4月 堂島法律事務所入所<br>2005年4月 パートナー弁護士（現任）<br>2009年4月 弁護士法人堂島法律事務所移籍（現任）<br>2015年6月 当社社外取締役<br>2019年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士                                                                                                                                                                                                               | 0株                    |
| 3         | むらたじゅんいち<br>村田淳一<br>(1958年12月23日生)<br>【新任】 | 1981年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社<br>2007年10月 同社 コーポレート情報システム社開発・生産ソリューションビジネスユニットビジネスユニット長<br>2010年8月 同社 本社情報企画グループ 統括担当<br>2011年4月 パナソニックITソリューションズ株式会社代表取締役社長<br>（パナソニック株式会社 理事）<br>2011年7月 富士通ITマネジメントパートナー株式会社 代表取締役副社長<br>（重要な兼職の状況）<br>なし                                                                                                                                             | 0株                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西耕太郎氏、山本淳氏および村田淳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大西耕太郎氏、山本淳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 当社は、村田淳氏の選任が承認された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
5. 大西耕太郎氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 大西耕太郎氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士としての専門的知見ならびに当社の社外取締役としての職務を通じて得た豊富な経験を有しており、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと期待しており、候補者として適任であると判断しております。
7. 山本淳氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
8. 山本淳氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 山本淳氏は、会社経営に関する法務問題に高い専門性を有する弁護士であり、独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと期待しており、候補者として適任であると判断しております。なお、山本淳氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
9. 村田淳氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 村田淳氏は、複数のIT関連企業において企業経営全般を統括された経験と、システム・IT技術に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営に対して客観的な視点で適切な業務執行に関する指摘をいただくことを期待できる人材であると判断し、新任の社外取締役（監査等委員）候補者として選任致しました。
10. 当社は、大西耕太郎氏、山本淳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

11. 当社は、村田淳一氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、各候補者が、監査等委員である取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約により填補されません。また、次回は2022年5月の更新を予定しております。



メ モ

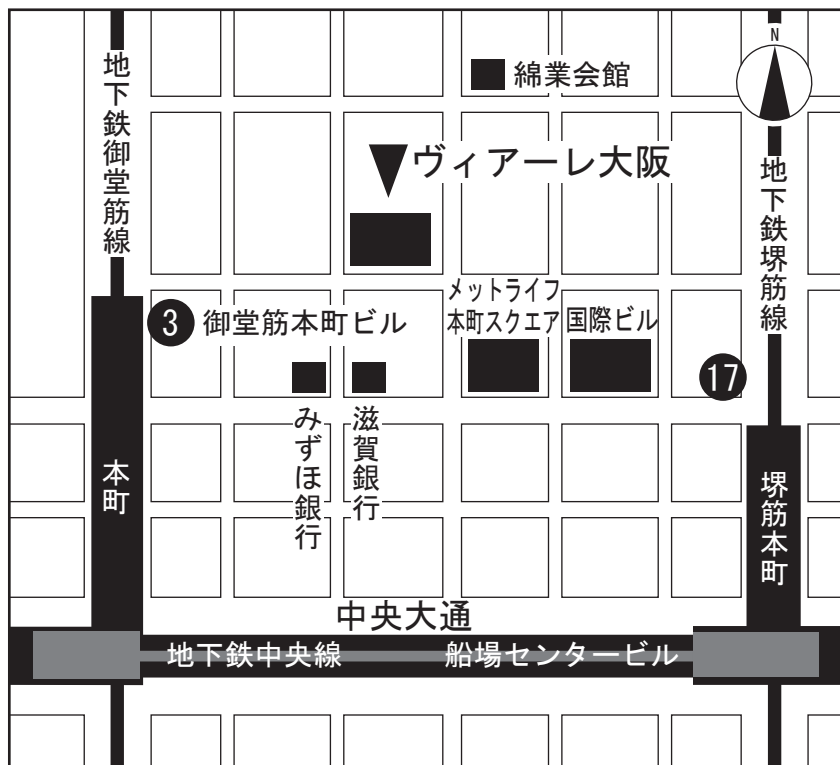
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町3丁目1番3号  
ヴィアーレ大阪4階『ヴィアーレホール』  
TEL 06-4705-2411



交通 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 3番出口  
より徒歩約3分  
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出  
口より徒歩約5分